

中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金のご案内

京都府及び京丹後市と京丹後市商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化している中小企業・小規模企業等の皆様を支援する「中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金」制度を実施しております。

対 象 者	次の①～③を全て満たす中小企業・小規模企業等 ①京都府内に主たる事業所等を有していること ②新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること ③中小企業応援隊員のコンサルティングを受けていること				
対象経費（例）	新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取組等に必要経費の一部を補助します。 （具体例） ◆ 新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を防ぐための取組に係る経費 ・ テレワークの実施に係るソフトウェア等の導入経費 ◆ 売上向上や販路開拓に向けた取組に係る経費 ・ インターネット販売の強化に要する経費 ・ ケータリングやテイクアウト事業の開始に伴い、保冷車や容器、食器等の購入経費 ・ のぼり旗等の作成経費 ・ 新聞折込み、チラシ作成、ホームページ作成に係る経費 ・ 集客増加を目指す事務所等の修繕経費・備品等の購入経費 ◆ 固定経費削減につながる取組に係る経費 ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新経費 ◆ 固定客を生み出すようなイベント実施に係る経費 ・ 売り出し等チラシ、イベントなどの粗品に係る経費 ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの				
補 助 金 額	【補助金の補助率及び補助上限額】				
	対 象	補 助 率		補助上限	補助上限合計
	中小企業 （小規模企業除く。）	京都府	2分の1 以内	300,000円	400,000円
		京丹後市	3分の1 以内	100,000円	
	中小企業を構成員とする 団体等	京都府	3分の2 以内	200,000円	300,000円
	小規模企業	京丹後市	3分の1 以内	100,000円	
	商店街団体				
※ 中小企業・小規模企業の範囲は詳細版をご確認ください。 ※ 補助金の額は、予算の範囲内において交付します。					
対象事業期間	令和2年2月25日 ～ 令和3年1月29日までに実施される事業が対象				
申請受付期間	令和2年3月27日 ～ 令和2年4月30日				
評 価 基 準	取組（事業）については、以下の事項を評価の基準とします。 (1) 事業継続・売上回復に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。 (2) 新型コロナウイルス感染症対策に向けた取組として適当と認められること。				
そ の 他	(1) 同一内容の事業について、府が助成（府以外の機関が、府から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合は、対象となりません。 (2) 国や市町村の補助金と重複して本補助金を申請される場合には、補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることのないよう、ご注意ください。				

《お申込み・お問い合わせ先》

京丹後市商工会 本所 ☎0772-62-0342 大宮支所 ☎0772-68-0038 網野支所 ☎0772-72-1863
 丹後支所 ☎0772-75-2222 弥栄支所 ☎0772-65-3137 久美浜支所 ☎0772-82-0155